

子ども・子育て支援新制度が始まります ～保育所等の入所手続きが変わります～

■問い合わせ

福祉課 こども係 ☎75-6118

平成27年度の保育所と認定こども園（保育所部分）の新規入所申し込みと継続申し込みを12月から受け付けます。
また、平成27年度から保育所等を利用する際の手続きが一部変更となり、利用にあたって教育・保育の必要性に応じた市の認定を受ける必要があります。※認定こども園（幼稚園部分）については、11月から受け付けをしています。

保育に必要な理由は以下のとおりです

※以下のいずれかに該当しなければなりません

1. 保護者が日中、自宅以外で仕事をしている。
2. 保護者が日中、自宅内で子どもと離れて家事以外の仕事をしている。
3. 母親が妊娠中か産後間がない。（最大産前産後5か月）
4. 保護者が病気や怪我、または精神や身体に障害がある。
5. 保護者が同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしている。
6. 災害復旧にあっている。
7. 保護者が求職活動をしている。（最大90日間）
8. 保護者が職業訓練校等に通学をしている。
9. 児童虐待やDVのおそれがある。
10. 保護者が育児休業中で継続利用を希望している。

今回から設けられた要件

新制度では年齢や保育・教育の必要性に応じて支給認定の区分が分かります！

- 1号認定
満3歳以上で教育を希望する子ども
- 2号認定
満3歳以上で保育を必要とする子ども
- 3号認定
満3歳未満で保育を必要とする子ども

幼稚園・認定こども園・保育所のそれぞれに必要な支給認定が違います！

施設	幼稚園		認定こども園			保育所	
	現行のまま	新制度に移行					
保育・教育時間	③	③	③	① ②	① ②	① ②	① ②
保育の必要性	なし	なし	なし	あり	あり	あり	あり
対象年齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満	満3歳以上	満3歳未満
支給認定申請（支給認定区分）	不要	必要（1号認定）	必要（1号認定）	必要（2号認定）	必要（3号認定）	必要（2号認定）	必要（3号認定）

※希望する幼稚園の運営が新制度に移行するかは、各幼稚園が福祉課まで問い合わせください。

※保育・教育時間は必要となる条件によって異なります。

	1日での保育・教育時間	必要となる条件
①保育標準時間	最大11時間の中で必要となる保育時間	月に120時間以上の就労が必要
②保育短時間	最大8時間の中で必要となる保育時間	月に48時間以上の就労が必要
③教育標準時間	4時間を標準として教育課程に係る時間	なし

【受付日程】

1次受付 12月1日(月)～26日(金)

2次受付 平成27年1月5日(月)～随時

※新規申し込みの場合、入所申し込み様式は福祉課に準備しています。

※継続申し込みの場合、入所申し込み様式は在園中の保育所・認定こども園に準備しています。なお、子どもが3歳以上で、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）を希望する場合は、入所させたい施設へ申し込みをしてください。

入園手続きの流れ

